

住宅性能評価業務規程

株式会社 I - P E C

住宅性能評価業務規程

株式会社 I-P E C

目 次

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (評価の業務を行う時間及び休日)
- 第4条 (事務所の所在地)
- 第5条 (評価の業務を行う区域)
- 第6条 (住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

- 第7条 (設計住宅性能評価の申請)
- 第8条 (設計住宅性能評価の受理及び契約)
- 第9条 (設計住宅性能評価)
- 第10条 (設計住宅性能評価の申請の取り下げ)
- 第11条 (設計評価提出図書の変更)
- 第12条 (設計住宅性能評価書の交付)

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

- 第13条 (建設住宅性能評価の申請)
- 第14条 (建設住宅性能評価の受理及び契約)
- 第15条 (建設住宅性能評価)
- 第16条 (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)
- 第17条 (建設住宅性能評価の申請の取り下げ)
- 第18条 (建設工事の変更)
- 第19条 (建設住宅性能評価書の交付)

第4章 評価員等

- 第20条 (評価員の選任)
- 第21条 (評価員の解任)
- 第22条 (評価員の配置)
- 第23条 (評価員の教育)
- 第24条 (評価の業務の実施及び管理の体制)
- 第25条 (評価員等の身分証の携帯)
- 第26条 (秘密保持義務)

第5章 評価料金等

- 第27条 (評価料金の収納)
- 第28条 (評価料金を減額するための要件)
- 第29条 (評価料金の返還)
- 第30条 (負担金の納付)

第6章 雑則

- 第31条 (登録の区分等の揭示)
- 第32条 (評価業務規程等の公開)
- 第33条 (財務諸表等の備付け)
- 第34条 (財務諸表等に係る閲覧等の請求)
- 第35条 (帳簿及び書類の保存)
- 第36条 (帳簿及び書類の保存及び管理方法)
- 第37条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第38条 (評価の業務に関する公正の確保)
- 第39条 (損害賠償保険への加入)
- 第40条 (事前相談)

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社I-P-E-C（以下「当機関」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価の業務を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

ただし、土曜日の業務を行う時間は、午前9時00分から午後3時00分までとする。

2 評価の業務の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 7月17日（祇園祭り山鉦巡行日）

(5) 8月15日と8月16日（盆休み）

(6) その他、当機関が定める日

3 評価の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合又は事前に当機関の事務所に臨時の休業のお知らせの告示文書を掲示すると共に、インターネット上に開設した当機関のホームページにおいて同内容を公表する場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 事務所の所在地は、京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町436番地の2とする。

(評価の業務を行う区域)

第5条 評価の業務を行う区域は、京都府・滋賀県及び大阪府の全域とする。

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第6条 当機関は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号から第3号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第5項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
 - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（但し、必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。
 - 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

（設計住宅性能評価の受理及び契約）

- 第8条 当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
 - 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
 - 4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る引受承諾書を交付する。この場合、申請者と当機関は別に定めるI-P-E-C住宅性能評価業務約款（以下「約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。
 - 5 前項の約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 設計住宅性能評価を選択する性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰すること

のできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「建築基準法」という。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

（設計住宅性能評価）

第9条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価マニュアルに従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者（以下「評価補助員」という。）は、評価員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

（設計住宅性能評価の申請の取り下げ）

第10条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取下げの場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、当機関に既に提出済の設計評価提出図書2部を申請者に返却する。

(設計評価提出図書の変更)

- 第 11 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。
- 2 計画の変更内容が住宅等間取りの変更であり、その内容が大規模であると当機関が判断したとき、又は評価等級を申請者等の都合により変更するとき（審査の結果当機関が等級を下げることに對し、やむを得ないものと判断した場合を除く）は、申請者は設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
 - 3 計画の変更内容が大規模ではないが、変更後の再審査にかなりの労力が必要と思われる場合は、再審査に係る評価料金を当機関は申請者に求めることが出来るものとする。

(設計住宅性能評価書の交付)

- 第 12 条 当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。
- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表第 1 に定める方法に従う。
 - 3 当機関は、第 1 項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
 - 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第 3 章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

- 第 13 条 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に對し、次の各号（当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。）に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 施工状況報告書の様式
 - (4) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 5 条第 1 項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に對し、前項(1)に掲げる図書、

- 前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第1項から第3項に掲げる図書が整っていない場合であっても当機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

（建設住宅性能評価の受理及び契約）

- 第14条 当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る引受承諾書を交付する。この場合、申請者と当機関は別に定める約款に基づき契約を締結したものとする。
- 5 前項の約款には少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 建設住宅性能評価を選択する性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、当機関の評価の業務に従事する職員（評価員を含む）が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。

- (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰する事のできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

第15条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価マニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を

- 告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
 - 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間建設住宅性能評価を再開しない。

（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

- 第16条 申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を通知しなければならないものとする。
- 2 当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
 - 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。
 - 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
 - 5 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

（建設住宅性能評価の申請の取り下げ）

- 第17条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、当機関に既に提出済の建設評価提出図書2部のうち1部を除いて申請者に返却する。但し、当機関にて当該建設住宅性能評価対象建築物の設計住宅評価書の交付を行っている場合は、既に提出済の建設評価提出図書(2部)を申請者に返却するものとする。

（建設工事の変更）

- 第18条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

（建設住宅性能評価書の交付）

- 第19条 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。
- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。

- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。
 - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第12条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
 - 3 当機関は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
 - 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

- 第20条 当機関の代表者(以下、「代表取締役」という。)は、評価の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
 - 3 既存住宅に係る住宅性能評価の業務に従事する評価員については、登録講習機関(登録制移行前の指定講習機関を含む。)において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
 - 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

- 第21条 代表取締役は、評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

- 第22条 評価の業務を実施するため、評価員を事務所に2人以上、配置する。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
 - 3 当機関は、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあつては、速やかに新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

- 第23条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回、当機関の行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。
- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価の業務の実施及び管理の体制)

第 24 条 評価の業務に従事する職員を、第 22 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、事務所に 2 人以上配置する。

- 2 代表取締役は、住宅評価部部長を法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第 25 条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、別記第 1 号様式による。

(秘密保持義務)

第 26 条 当機関の役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 評価料金等

(評価料金の収納)

第 27 条 申請者は、別表第 2 に定める評価料金を、現金により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第 28 条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写しが添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写しが添えられている場合に限る。
- (3) 3 日以内に、3 回以上の設計住宅性能評価の申請が見込めるとき、設計住宅性能評価が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (4) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価を効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (5) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に設計住宅性能評価の申請を行ったとき。
- (6) 住宅性能評価の申請とともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業等に係る住宅の検査を行うとき。但し、評価料金収納時の計画として、左記検査と建設住宅性能評価の現地検査の時期を同一と設定し、評価料金を減額していたにも係らず、現場その他の都合により検査の日時が別々となった場合には、減額していた評価料金を改めて当機関に収納するものとする。
- (7) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受け

たとき。但し、評価料金収納時の計画として、一団地の建設住宅性能評価の現地検査の時期を同一と設定し、評価料金を減額していたにもかかわらず、現場その他の都合により検査の日時が別々となった場合には、減額していた評価料金を改めて当機関に収納するものとする。

- (8) あらかじめ当機関の長が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。
- (9) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。

(評価料金の返還)

第 29 条 収納した評価料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第 30 条 当機関は、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章 雑則

(登録の区分等の掲示)

第 31 条 当機関は、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項を、事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第 32 条 当機関は、本規程を評価の業務を行う事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ <http://www.kakunin-ipecc.co.jp> において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第 33 条 当機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 34 条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)の請求をするには、当機関が定めた費用を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
2. 前項の閲覧等の請求に関し必要となる事項は、別に定める。

(帳簿及び書類の保存)

第 35 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5 年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類

20年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

- 第 36 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、确实であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。
- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

- 第 37 条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

- 第 38 条 当機関の役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
- 2 当機関の役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
- (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 当機関の役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
 - (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合
- 4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

- 第 39 条 当機関は、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間 5 千万円以上であるもの及び地震その他の自然現象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

- 第 40 条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合においては、当機関は誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

制定施行 平成 18 年 3 月 1 日
 改訂施行 平成 19 年 7 月 17 日
 改訂施行 平成 20 年 6 月 14 日
 改訂施行 平成 21 年 7 月 1 日
 改訂施行 平成 21 年 9 月 1 日
 改訂施行 平成 24 年 6 月 1 日
 (ホームページアドレスの変更)
 改訂施行 平成 27 年 6 月 1 日
 改訂施行 平成 27 年 12 月 25 日
 改訂施行 平成 29 年 4 月 1 日
 改訂施行 平成 30 年 6 月 20 日

別表第 1 (第 12 条第 2 項 第 19 条第 2 項)

交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

1 0 5 - 0 0 - ○ ○ ○ ○ - ○ - ○ - ○ ○ ○ ○ ○

6～9桁目	評価書交付日の西暦
10桁目	1:設計住宅性能評価 2:建設住宅性能評価(新築住宅) 3:建設住宅性能評価(既存住宅)
11桁目	1:一戸建ての住宅 2:共同住宅等
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

別表第2

料金改定：平成26年 4月 1日（遠隔地エリア追加等）

株式会社I-PEC 住宅性能評価料金表

※下記の料金は、税抜き表示のため別途「消費税」を申受けます。

住宅性能評価料金は、住宅の種類（一戸建ての住宅、共同住宅等）及び住宅性能の型式認定等の種類（型式認定、製造者認証）等により、下記の表の通りとする。

記

別表第2-1

○（新築）一戸建ての住宅

(円：税抜き)

床面積の合計 超～以下 (㎡)	音環境	設計評価	建設評価	合計
0～100	なし/あり	25,000	78,000	103,000
100～200	なし/あり	32,000	94,000	126,000
200～500	なし/あり	50,000	104,000	154,000
500～	なし/あり	別途見積		

※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料に別表第2-8の追加料金が別途必要です。

※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。

※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とする。

別表第2-2

○（新築）共同住宅等

(円：税抜き)

床面積の合計 超～以下 (㎡)	音環境	設計評価	建設評価	合計
0～200	なし/あり	20,000+M×5,000	N×12,000+M×9,000	20,000+N×12,000+M×14,000
200～500	なし/あり	20,000+M×4,000	N×12,000+M×8,000	20,000+N×12,000+M×12,000
500～1,000	なし/あり	30,000+M×4,000	N×14,000+M×8,000	30,000+N×14,000+M×12,000
1,000～2,000	なし/あり	32,000+M×4,000	N×28,000+M×8,000	32,000+N×28,000+M×12,000
2,000～3,000	なし/あり	60,000+M×4,000	N×50,000+M×8,000	60,000+N×50,000+M×12,000
3,000～4,000	なし/あり	81,000+M×4,000	N×70,000+M×7,800	81,000+N×70,000+M×11,800
4,000～5,000	なし/あり	101,000+M×4,000	N×90,000+M×7,800	101,000+N×90,000+M×11,800
5,000～6,000	なし/あり	160,000+M×3,800	N×100,000+M×7,600	160,000+N×100,000+M×11,400
6,000～8,000	なし/あり	180,000+M×3,400	N×120,000+M×7,400	180,000+N×120,000+M×10,800
8,000～10,000	なし/あり	240,000+M×3,200	N×120,000+M×6,800	240,000+N×120,000+M×10,000
10,000～13,000	なし/あり	290,000+M×3,000	N×120,000+M×6,600	290,000+N×120,000+M×9,600
13,000～16,000	なし/あり	300,000+M×2,800	N×140,000+M×6,200	300,000+N×140,000+M×9,000
16,000～20,000	なし/あり	310,000+M×2,600	N×140,000+M×6,000	310,000+N×140,000+M×8,600
20,000～25,000	なし/あり	330,000+M×2,200	N×140,000+M×6,000	330,000+N×140,000+M×8,200
25,000～30,000	なし/あり	340,000+M×2,000	N×160,000+M×5,800	340,000+N×160,000+M×7,800

※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料に別表第2-8の追加料金が別途必要です。

※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。

※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とする。

※ M：評価対象住戸数，N：検査回数

別表第2-3

○（新築）一戸建ての住宅（型式認定）

(円：税抜き)

床面積の合計 超～以下 (㎡)	検査回数	音環境	設計評価	建設評価	合計
0～100	4回	なし/あり	20,000	64,000	84,000
100～200	4回	なし/あり	24,000	76,000	100,000
200～	4回	なし/あり	40,000	84,000	124,000

※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料に別表第2-8の追加料金が別途必要です。

※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。

※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とする。

別表第2-4						
○ (新築) 一戸建ての住宅 (製造者認証)						(円: 税抜き)
床面積の合計 超~以下 (㎡)	検査回数	音環境	設計評価	建設評価	合計	
0~100	2回	なし/あり	20,000	42,000	62,000	
	3回	なし/あり	20,000	56,000	76,000	
100~200	2回	なし/あり	24,000	50,000	74,000	
	3回	なし/あり	24,000	68,000	92,000	
200~	2回	なし/あり	40,000	54,000	94,000	
	3回	なし/あり	40,000	74,000	114,000	
※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。						
※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。						
※ 建設評価時、評価選択項目6-3の特定測定物質の濃度測定料金は別途とする。						
別表第2-5						
○ (新築) 共同住宅等 (型式認定)						(円: 税抜き)
床面積の合計 超~以下 (㎡)	検査回数	音環境	設計評価	建設評価	合計	
0~200	4回	なし/あり	10,000+M×3,000	60,000+M×7,000	70,000+M×10,000	
200~500	4回	なし/あり	10,000+M×2,000	60,000+M×6,600	70,000+M×8,600	
500~1,000	4回	なし/あり	20,000+M×2,000	70,000+M×6,600	90,000+M×8,600	
1,000~2,000	4回	なし/あり	40,000+M×2,000	140,000+M×6,600	180,000+M×8,600	
2,000~	4回	なし/あり	別途見積			
※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。						
※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。						
※ 建設評価時、評価選択項目6-3の特定測定物質の濃度測定料金は別途とする。						
※ M: 評価対象住戸数						
別表第2-6						
○ (新築) 共同住宅等 (製造者認証)						(円: 税抜き)
床面積の合計 超~以下 (㎡)	検査回数	音環境	設計評価	建設評価	合計	
0~200	2回	なし/あり	10,000+M×3,000	30,000+M×7,000	40,000+M×10,000	
	3回	なし/あり	10,000+M×3,000	42,000+M×7,000	52,000+M×10,000	
200~500	2回	なし/あり	10,000+M×2,000	30,000+M×6,600	40,000+M×8,600	
	3回	なし/あり	10,000+M×2,000	42,000+M×6,600	52,000+M×8,600	
500~1,000	2回	なし/あり	20,000+M×2,000	36,000+M×6,600	56,000+M×8,600	
	3回	なし/あり	20,000+M×2,000	49,000+M×6,600	69,000+M×8,600	
1,000~2,000	2回	なし/あり	40,000+M×2,000	70,000+M×6,600	110,000+M×8,600	
	3回	なし/あり	40,000+M×2,000	98,000+M×6,600	138,000+M×8,600	
2,000~	2回	なし/あり	別途見積			
	3回	なし/あり	別途見積			
※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。						
※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。						
※ 建設評価時、評価選択項目6-3の特定測定物質の濃度測定料金は別途とする。						
※ M: 評価対象住戸数						
別表第2-7						
6-3室内空気中の化学物質の濃度測定業務の評価料金						
○ 一戸建ての住宅						(円: 税抜き)
ホルムアルデヒドのみ				100,000		
VOC				120,000		
○ 共同住宅等						(円: 税抜き)
ホルムアルデヒドのみ				別途		
VOC				別途		
※ VOCとはホルムアルデヒドを除く「特定測定物質」を指します。						

別表第2-8			
○ 当機関以外の者が設計住宅性能評価、又は変更設計住宅性能評価を行った建築物の建設住宅性能評価料金への加算額			
(円：税抜き)			
床面積の合計 超～以下 (㎡)	加算額		
0～200	20,000		
200～1,000	50,000		
1,000～3,000	70,000		
3,000～5,000	100,000		
5,000～10,000	150,000		
10,000～	別途見積		
別表第2-9			
○ (既存) 一戸建て住宅			
(円：税抜き)			
現況検査・特定現況検査			
床面積の合計 超～以下 (㎡)	現況検査	再検査	特定現況検査 (腐朽等・蟻害)
0～200	64,000	20,000	30,000
200～	79,000	20,000	30,000
※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。			
※ 特定現況検査は現況検査と同時実施とします。			
別表第2-10			
○ (既存) 一戸建て住宅			
(円：税抜き)			
個別性能評価			
	評価項目	全ての既存住宅	新築時に建設住宅性能 評価書交付された住宅
構造の安定 に関すること	1-1 耐震等級 (構造体の倒壊等防止)	40,000	20,000
	1-2 耐震等級 (構造体の損傷防止)	—	
	1-3 耐風等級 (構造体の倒壊等防止及び損傷防止)		
	1-4 耐積雪等級 (構造体の倒壊等防止及び損傷防止)		
	1-5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法		
	1-6 基礎の構造方法及び形式等	—	
火災時の安全 に関すること	2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	10,000	5,000
	2-4 脱出対策 (火災時)	—	
	2-5 耐火等級 [延焼の恐れのある部分 (開口部)]		
	2-6 耐火等級 [延焼の恐れのある部分 (開口部以外)]		
維持管理への配慮 に関すること	4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	—	5,000
	6-2 換気対策 (局所換気対策)	10,000	5,000
空気環境 に関すること	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別表第2-7による	別表第2-7による
	7-1 単純開口率	10,000	5,000
7-2 方位別開口比			
高齢者等への配慮 に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	10,000	5,000
	6-4を除く全項目評価料金		60,000

別表第2-11			
○ (既存) 共同住宅等			
現況検査			
1- (1) 共用部分 (1棟の評価料金)			(円: 税抜き)
床面積の合計 超～以下 (㎡)	現況検査	再検査	特定現況検査 (腐朽等・蟻害)
0～200	80,000+M×4,000	40,000	別途見積
200～500	90,000+M×4,000	40,000	
500～1,000	180,000+M×4,000	60,000	
1,000～3,000	230,000+M×4,000	80,000	
3,000～4,000	250,000+M×4,000	100,000	
4,000～5,000	300,000+M×4,000	120,000	
5,000～10,000	380,000+M×4,000	140,000	
10,000～	別途見積	別途見積	
1- (2) 専用部分 (1住戸の評価料金)			(円: 税抜き)
床面積の合計 超～以下 (㎡)	現況検査	再検査	特定現況検査 (腐朽等・蟻害)
全ての住戸	30,000+M×4,000	20,000	別途見積
※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。			
※ 建設評価時、評価選択項目6-3の特定測定物質の濃度測定料金は別途とする。			
※ M: 評価対象住戸数			
別表第2-12			
○ (既存) 共同住宅等			
個別性能評価 (1住戸の評価料金)			(円: 税抜き)
評価項目	全ての既存住宅	新築時に建設住宅性能 評価書交付された住宅	
構造の安定 に関すること	1-1 耐震等級 (構造体の倒壊等防止)		20,000
	1-2 耐震等級 (構造体の損傷防止)		
	1-3 耐風等級 (構造体の倒壊等防止及び損傷防止)	80,000	
	1-4 耐積雪等級 (構造体の倒壊等防止及び損傷防止)	1-1と1-5が評価対象	
	1-5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法		
	1-6 基礎の構造方法及び形式等		
火災時の安全 に関すること	2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	10,000	5,000
	2-2 感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)		
	2-3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)		
	2-4 脱出対策 (火災時)		
	2-5 耐火等級 [延焼の恐れのある部分 (開口部)]	—	
	2-6 耐火等級 [延焼の恐れのある部分 (開口部以外)]		
	2-7 耐火等級 [界壁及び界床]		
維持管理への配慮 に関すること	4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	—	5,000
	4-2 維持管理対策等級 (共用配管)		
空気環境 に関すること	6-2 換気対策 (局所換気対策)	10,000	5,000
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別表第2-7による	別表第2-7による
光・視環境 に関すること	7-1 単純開口率		
	7-2 方位別開口比	10,000	5,000
高齢者等への配慮 に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	10,000	5,000
	9-2 高齢者等配慮対策等級 (共用部分)		
6-4を除く全項目評価料金		120,000	36,000
※ 個別性能評価は選択項目ですので1～9の内1項目のみの評価も可能です。			

別表第2-13			(円：税抜き)
遠隔地現場検査追加料金		建設地	遠隔地追加料金
京都府	京丹波町		10,000
京都府	中丹広域振興局エリア		20,000
京都府	丹後広域振興局エリア		20,000
滋賀県	長浜市 (旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町)		10,000
大阪府	箕面市、池田市、豊中市、吹田市、摂津市、守口市、門真市、交野市、 篠原市、大東市	四	20,000
大阪府	大阪市、東大阪市、より以南エリア		20,000
※ 遠隔地現場検査追加料金は、現場検査（再検査又は、工区分け検査を含む）のため当該建設地に赴くことに必要です。 ただし、当機関にて確認検査又は、適合証明業務と同時に行える現場検査では、免額できる場合があります。			
別表第2-14			
設計住宅性能評価料金の算定根拠となる床面積等の取り扱いは下記の通りです。			
1. 住宅を建築する場合。 (次の2から5までに掲げる場合を除く。)	当該建築に係る各階の床面積の合計（以下、「床面積」とする。）により算定した金額を評価料金とする。		
2. 当機関が設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を変更し、その内容が大規模であると当機関が判断する場合。	一戸建て住宅の場合は、当該住宅の床面積の2分の1を評価料金表に当てはめて算定した金額を評価料金とする。 (床面積の増加する部分がある場合は当該増加する部分の床面積を加算した数値にて算定する。以下同じ。) 共同住宅等の場合は、住戸に係る計画の変更については、変更する住戸数に変更する評価項目1区分につき（¥2,000＋消費税）/戸を乗じた額（ただし当初の設計評価料金総額を超えないものとする。）を、住棟に係る計画の変更については、住棟の床面積の2分の1を評価料金に当てはめて算定する基本料金を、各々合算した金額を評価料金とする。		
3. 当機関が設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を変更し、その内容が大規模ではないが、変更後の再審査にかなりの労力が必要と思われる場合。	上記2により算定した金額の2分の1の金額を評価料金とする。		
4. 着工中の住宅の設計住宅性能評価の計画の変更をし、変更設計住宅性能評価を申請する場合で、着工中の住宅に係る設計住宅性能評価を当機関より受けている場合。	上記2により算定した金額を評価料金とする。		
5. 着工中の住宅の設計住宅性能評価の計画の変更をし、変更設計住宅性能評価を申請する場合で、着工中の住宅に係る設計住宅性能評価を当機関以外より受けている場合。	当該建築に係る床面積により算定した金額を評価料金とする。		
別表第2-15			
建設住宅性能評価料金の算定根拠となる床面積等の取り扱いは下表の通りである。			
1. 住宅を建築する場合。 (次の2から4までに掲げる場合を除く。)	当該建築に係る床面積により算定した金額を評価料金とする。		
2. 建設住宅性能評価における検査を行っている施工途中の住宅において、計画を変更し改めて建設住宅性能評価を申請する場合。	別表第2-14に記載の2により算定した金額を評価料金とする。		
3. 変更建設住宅性能評価を申請する場合において、既に交付されている建設評価書が当機関が交付したものである場合。	別表第2-14に記載の2により算定した金額を評価料金とする。		
4. 変更建設住宅性能評価を申請する場合において、既に交付されている建設評価書が当機関以外が交付したものである場合。	当該建築に係る床面積により算定した金額を評価料金とする。		
			以上

(職員証)

【表 面】

株 式 会 社 I-PEC 社 員 証	
平成 年 月 日 交付	
(有資格記載欄)	
(所属部名)	写真
(役職名) 氏名 ○○ ○○	
京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町436番地の2 TEL 075-254-8250 FAX 075-231-7220	

備考：(株) I-PEC 確認検査業務規程 第12条第2項
附属文書様式 A-01 を準用する

【裏 面】 …… 記載なし